

「指定障害福祉サービス利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当施設では、利用される方に対して就労継続支援（B 型）のサービスを提供いたします。このサービスの利用に際しては、原則として施設訓練等支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆◆目次◆◆◆

1	サービスを提供する事業者	2
2	利用施設	2
3	サービスの目的・運営方針	2
4	サービスに係る施設・設備等の概要	2～3
5	サービス提供職員の設置状況	3
6	サービス提供内容	3～4
7	利用料金	4
8	利用者の記録や情報の管理、開示	5
9	当事業所の利用に際し留意していただきたい事項	5
10	緊急時の対応	5
11	この契約に関する相談・苦情窓口	6
12	協力医療機関	6
13	非常災害時の対策	6
14	同意書	7

社会福祉法人 愛心会
就労継続支援（B 型）事業所 屋久の郷
当施設は鹿児島県の指定を受けています
（4 6 1 3 1 1 5 0 4 9）

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 愛心会
所 在 地	鹿児島市下福元町9057番地
電 話 番 号	099(284)6383
代表者職名および氏名	理事長 義山 正浩
設 立 年 月 日	平成3年12月6日

2. 利用施設

事業所の種類	就労継続支援（B型）事業所
事業所の名称	就労継続支援事業所 屋久の郷
事業所指定年月日	平成20年4月1日
事業所番号	4613115049
連絡先	電話番号；0997(42)0775 ファックス；0997(42)0763
管 理 者	義山 正浩
サービス管理責任者	内田 照美
サービスの実施地域	屋久島町
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
定 員	30名
開設年月日	平成20年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった者は、一般就労等に向けて支援します。
運 営 方 針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り、適正できめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建 物	構 造	木造 1階建
	敷地面積	5,587㎡（町からの無償貸与）
	延べ床面積	499.89㎡

(2) 主な設備

名 称	種 別	備 考
軽食・喫茶の店	食事処	展示・売店スペースを含みます
	厨房	
	トイレ	来客一般用
	トイレ	来客身障者用
	トイレ	利用者・職員用（パン工房と共有）
	カウンター	
	食品庫	
	検収室	
	洗面台	
パン工房	厨房	
	トイレ	
	洗面台	
木工房	木工室	

	材料倉庫	
コミュニティの場	多目的室	食事や談話等の場（洗面台も設置してあります）
相談コーナー	相談室	
診察コーナー	医務室	
その他	トイレ	男性用（障害者用トイレも設置してあります）
	トイレ	女性用（障害者用トイレも設置してあります）
	更衣室	男性用（洗面台も設置してあります）
	更衣室	女性用（洗面台も設置してあります）
	シャワー室	男性用（更衣室を含みます）
	シャワー室	女性用（更衣室を含みます）
事務コーナー	事務室	
	トイレ	職員用

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定規準を遵守し、上記の施設・設備を配置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

〈職種および配置員数〉

職 種	員 数	常 勤	
		専従	兼務
管 理 者	1 名		1 名
サービス管理責任者	1 名	1 名	
目標工賃達成指導員	1 名		
職業指導員	2 名以上		1 名
生活支援員	2 名以上		1 名
送迎運転手	1 名以上		1 名

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

〈職種別勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
職業指導員・生活支援員 （常勤職員）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） （8：00～17：00）
職業指導員・生活支援員 （非常勤職員）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） （8：00～17：00）

〈営業日と営業時間〉

営 業 日	週5日（原則として月曜日～金曜日）
営 業 時 間	9：00～16：00
休 業 日	土曜日・日曜日 祝日 冬季休暇：12月29日～1月3日

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービスの種類および内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
相談および援助	利用者およびその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行ないます。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行ないます。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行ないます。

生 産 活 動	生産活動の機会を提供します。 ①軽食喫茶の店 ②パン製造 ③アート活動 ④清掃作業 ＜工賃の支払い＞ 上記生産活動における事業収入から、必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習および求職活動等の支援	公共職業安定所等の関係機関と連携をとりながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施等を行ないます。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により5日間以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行ないます。
健 康 管 理	日常生活上必要な健康チェックや投薬等の管理、記録を行ないます。また、医療機関との連絡調整および協力医療機関を通じて、健康保持のための適切な支援を行ないます。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通勤ができない場合、送迎バスが利用できます。

(2) 訓練等給付費対象外サービスの利用料等

サービスの種類	内 容	利用料	支払方法
個人の希望による生活消耗品	嗜好品等、個人が使用するもの	実費	その都度
昼食代		実費	その都度
証明書等の発行	証明書諸書類	1枚100円	その都度
複写		1枚10円	その都度

＜サービスの概要＞

全てのサービスは「個人支援計画」に基づいて行なわれます。この支援計画は、当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個人支援計画書」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの利用料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働省が定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。この9割の訓練等給付費は、事業者が町から受取ります（代理受領します）が、利用者負担分として、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただくこととなります（定率負担額または利用者負担額といいます）。

なお、定率負担額または利用者負担額の軽減等が適応される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

(2) 訓練等給付費対象外サービスの利用料金

上記「6. サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービスの利用料等」の項目をご参照下さい。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金（支払方法が「その都度」と指定されているものを除く）は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

銀行

支店

普通預金

① 金融機関口座からの口座振替

8. 利用者の記録および情報の管理、開示

(1) 事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録および情報を管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）また、記録および情報については、契約終了後5年間保管します。

なお、閲覧、複写ができる窓口業務時間は、事業所営業日の9時から16時です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行ないます。ただし、サービス提供を行なう上で、他事業所や医療機関との連絡調整、市町村および関係諸機関からの情報提供の要請等の場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を行ないます。

9. 当事業所の利用に際し留意していただきたい事項

- (1) 習慣、信条の相違等により、他人を排撃または他人の自由を侵害すること。
- (2) けんか、飲酒等、他人に迷惑となる行為を行うこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 屋久の郷の秩序および風紀を乱すこと。
- (5) 屋久の郷内の安全および衛生を害すること。
- (6) 施設もしくは備品に損害を与えること（場合によっては賠償していただくこともあります）。
- (7) 無断で備品の位置および形状を変えること。
- (8) 貴重品の管理は自己責任において行うこと（管理できない場合は施設に持ちもまないようお願いします）。
- (9) その他、上記項目に準ずる不都合な行為を行うこと。

10. 緊急時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族へ速やかに連絡いたします。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名； 診療科； 主治医； 所在地； 電話番号；
緊急連絡先①	住所； 電話番号； 氏名； 続柄；
緊急連絡先②	住所； 電話番号； 氏名； 続柄；

11. この契約に関する相談・苦情窓口

(1) 相談・苦情に関する相談窓口

当 事 業 所 相 談 窓 口	担 当 者；内田照美 電話番号；0997-42-0775 FAX 番号；0997-42-0763 受付時間； 9：00～17：00（営業日） 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出下さい。		
屋 久 の 郷 第 三 者 委 員	内 田 正 喜	電話番号 090-4518-9480	
		屋久島町宮之浦 2451-42	
	緒 方 健 太	電話番号 090-7296-5272	
		屋久島町船行 598-2	
屋 久 島 町 役 場 福 祉 支 援 課			電話番号 0997-43-5900

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当 事 業 所 相 談 窓 口	担 当 者；内田照美 電話番号；0997-42-0775 FAX 番号；0997-42-0763 受付時間； 9：00～17：00（営業日） 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出下さい。
--------------------	--

12. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院		
院長名	山本 晃司		
所在地	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地		
電話/FAX 番号	【電話】0997（42）2200／【FAX】0997（42）2202		
診療科	内科・外科・形成外科・精神科・産婦人科他	入院設備	有

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める「消防計画」により作成します。		
防火管理責任者	義山 正浩		
避難訓練	年2回以上実施します。		
防災設備	・非常放送設備 ・火災検知器（熱感知器、煙感知器、ガス漏れ感知器） ・消火器		
加入保険	共栄火災海上保険株式会社		

令和 年 月 日

障害者福祉サービス就労継続支援（Ｂ型）の提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名：就労継続支援事業所 屋久の郷

説明者：職名
氏名

私は、本書面に基づいて「就労継続支援事業所 屋久の郷」から障害福祉サービス就労継続支援（Ｂ型）の提供および利用について重要事項の説明を受け、同意の上、受領しました。

利用者住所：_____

氏 名：_____ 印

身元保証人住所：_____

氏 名：_____ 印

続 柄：_____